

平成31年 3月13日

常総地方広域市町村圏事務組合  
管 理 者 松 丸 修 久 様

常総地方広域市町村圏事務組合  
消防力適正配置検討委員会  
委 員 長

消防力適正配置のあり方について（答申）

平成30年9月10日に諮問のありました常総地方広域市町村圏事務組合消防力適正配置検討につきまして、本委員会は計6回に亘り検討を進めて参りました。

常総広域管内における消防需要は、つくばエクスプレスの開通、高速自動車道路等の整備に伴う交通環境の変化、更には少子高齢化による人口の増減が急速に進み、現在の消防署所を設置した時に比べ、大きく変化していることが明らかとなりました。

加えて、救命救急の効果的対応として、救急車と消防ポンプ車が同時に出動して活動に当たるPA連携をはじめ、消防の活動は全般的に、複雑、多様化しており、配置部隊の専任化、複数化を図るなど、消防力の強化が急務となっております。

本委員会では、こうした背景のもと、消防力強化の方策として、8署所ある現在の拠点を整理統合し、消防職員と消防車両を含めた資器材を集約化することにより組織体制の強化を図ることができるとの考えに立ち、将来的には6署所の拠点で消防体制を整備することが強化に繋がるとの結論に至りました。

その中で、これからの消防需要、災害危険の回避、住民サービスの格差の是正等を踏まえるとともに、委員の意見を集約し、また、科学的データを加味し、次の3案を検討しました。

- A. 水海道署を水害危険度の低い市街地高台に移転。一部地域の住民サービスを低下させないため、北所と絹西所を現在地付近に維持。守谷署と南所を整理統合し、松並地区付近に新たに設置。つくばみらい署を水害危険度の低い北東部台地（伊奈東中付近）に移転。谷和原所と東部所を整理統合し、みらい平地区北側に新たに設置。
- B. 水海道署を市街地高台に移転。つくばみらい署をA案の更に南側に位置した東部台地（久保浄水場付近）に移転。この2署を固定し適正配置を求めた結果、北所は三妻橋西側に移転、絹西所は坂手工業団地南側に移転。守谷署と南所を整理統合し、松並地区付近に新たに設置。谷和原所と東部所を整理統合し、みらい平地区に新たに設置。但し、北所と絹西所は水害時浸水想定区域内に該当。
- C. A案とB案を折衷、水海道署を市街地高台に移転。北所と絹西所は水害の危険を排除し、現状付近に設置。守谷署と南所を整理統合し、松並地区付近に新たに設置。つくばみらい署を東部台地（久保浄水場付近）に移転。谷和原所と東部所を整理統合し、みらい平地区に新たに設置。尚、この統合予定であるみらい平地区の署所と絹西所の位置は、7署所の適正配置結果に基づくものである。

検討の結果、北所と絹西所が水害による機能移転対応の可能性を有するB案を除外、A案とC案を採択し、今後の調整は、貴事務組合に委ねることとしました。

こうした署所位置は、管内全体の効率に主眼を置きつつも、特定の地域に極端な消防力の低下がないこと、加えて災害危険性を排することなどの消防庁舎立地のあり方も加味し、また、将来に渡った妥当性を検証した上で、総合的に適正配置であると判断致しました。

この結果と併せ、災害危険のある各署所を建て替え時に移転すること、署所の整理統合の根幹を成す専任部隊を体制整備することにより、管内全域の消防力が強化されるものと考えます。

本検討委員会における答申を基に、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の整備方針を早期に策定し、各自治体との連携、そして、消防団員の育成強化を含め、更なる地域の消防力維持に努め、一致団結して安心安全のため取り組まれることを強く希望して、本委員会の答申と致します。